

山江村有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 山江村が運営する山江村ホームページその他の公共物を媒体とし、有料により広告を掲載すること（以下「有料広告」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載する媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 山江村ホームページ

(2) 前号に掲げるもののほか、村長が広告の掲載を認めるもの

2 村長は、広告媒体として活用可能なものについては、積極的に広告の掲載に努めるものとする。ただし、広告媒体の本来の設置目的を阻害、又は設置目的に支障とならないよう配慮しなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 広告媒体に掲載できる広告は、村民生活に関連したものであって、社会通念上村民の理解が得られるものとし、次の各号の何れにも該当しないものとする。

(1) 村の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の適用を受ける業種であるもの

(4) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条の適用を受ける業種であるもの

(5) 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝に関するもの

(6) 社会問題等についての主義主張等の意見広告であると認められるもの

(7) 前6号に掲げるもののほか、広告として村の広告媒体に掲載することが適当でないと村長が認めるもの

2 前項に定める広告掲載の詳細な基準は、別に定める。

(広告の位置、規格及び掲載料)

第4条 第2条第1項に規定する広告媒体の広告の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとし、その他の広告媒体の広告の位置、規格及び掲載料については、山江村有料広告掲載審査会（以下「審査会」という。）において決定し別表にて定めるものとする。

2 広告媒体を所管する課等の長は、この要綱に定めるもののほか、前項に規

定する広告媒体ごとの定めにより、広告掲載に係る事務を処理するものとする。

（広告掲載の優先順位）

第5条 広告掲載の申請が多数である場合の掲載の優先順位は、次のとおりとする。

第1順位 国、地方公共団体、公共的団体、公益法人及びこれらに準ずるもの

第2順位 村民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等

第3順位 第2順位以外の私企業及び自営業で村内に店舗、事業所等を有するもの

第4順位 第3順位までに掲げるもの以外のもので、広告として掲載することが妥当であると村長が認めるもの

（広告掲載の募集）

第6条 村長は、広報媒体により広告掲載を希望する者を募集するものとする。

2 村長は、広告掲載を希望する者が募集枠に満たないとき、又はそのおそれがあるときは、第5条に掲げるものに対し、広告掲載の案内をすることができる。

（広告掲載の申込み）

第7条 広告掲載を希望する者は、山江村有料広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、村長に提出するものとする。

2 前項による申込みの際、村長は必要に応じて業務内容等がわかるものの提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第8条 村長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、掲載の可否については審査会に諮問し決定するものとする。

2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一の広告掲載位置に、第5条に規定する優先順位を同じくする複数の掲載の申込みがあったときは、抽選により掲載の位置を決定するものとする。

3 村長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載の申込みをした者（以下「申込者」という。）に、山江村有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該決定の内容を通知するものとする。

4 前項の広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、村長が指定する期日までに、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、掲載の決定後、広告掲載料を村長の指定する期日までに納付するものとする。

(広告の作成及び経費の負担等)

第10条 山江村ホームページ広告の作成は、広告主において作成し、その費用及び広告掲載料は広告主が負担するものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成費用等は、すべて広告主が負担するものとする。
(免責)

第11条 山江村ホームページのバナー広告掲載は、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラ、その他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などの原因により広告掲載の全部又は一部を履行できなかった場合、村はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。ただし、村の故意または重過失による場合はこの限りではない。なお、この場合、村が掲載を行わなかった部分については広告主の支払債務も生じないものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告掲載の版下原稿又は広告物は、村長が指定する期日までに電子記録媒体(CD等)又は村が指定する方法により提出するものとする。

(掲載内容)

第13条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、村のイメージを損なうことのないよう掲載までに村と広告主とで調整し、掲載するものとする。

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する一切の責任は広告主が負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに広告主において解決に当たらなければならない。

2 広告主は村税等を完納していなければならない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、広告掲載(封筒に掲載したものを除く。)の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の広告掲載料は還付しない。

2 前項の規定による申し出は、山江村広告掲載取り下げ申出書(様式第3号)により申し出るものとする。

(広告掲載の取消し)

第16条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第8条第4項に規定する指定の日までに版下原稿又は広告物を提出しなかったとき。

(2) 第9条に規定する指定の日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載に係る手続等に広告主の虚偽が判明したとき。

(4) 掲載する広告の発行が行政運営に支障をきたすと村長が認めるとき。

(5) その他、村長が特に必要と認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第17条 村長は、広告掲載を決定した後に申込者の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかったときは、広告掲載料を還付することができる。

2 前項の規定により還付することができる広告掲載料は、掲載決定期間の残り月数に応じて還付するものとする。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、広告掲載料を還付しないものとする。

(総合窓口)

第18条 広告掲載事務を円滑に進めるため、広告掲載希望者、当該広告媒体を所管する課並びに広告代理店間の有料広告の掲載に関する事務等を総合的に行う窓口を企画調整課に設置する。

(審査会)

第19条 審査会は、総務課長、企画調整課長、健康福祉課長、税務課長、教育課長及び会計管理者で組織する。

2 審査会は、村長の諮問に応じ、広告の内容、表現等について審査し、その結果を村長に答申しなければならない。

3 審査会に、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

4 会長は総務課長をもって充て、副会長は企画調整課長をもって充てる。

5 会長は会務を総理し、審査会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(回議)

第20条 審査会を招集する期間がないと会長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

(関係者の出席)

第21条 審査会は、審査に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第22条 審査会の庶務は、第18条に規定する総合窓口において処理するものとする。

(業務委託)

第23条 村長は、広告の募集、作成等の業務を委託することができる。

(広告を掲載した媒体の寄附採納申込)

第24条 広告を掲載した媒体の寄附を申し込もうとするもの（以下「寄附申込者」という。）は山江村広告掲載物寄附採納申込書（様式第4号）に必要書類を添えて、村長に提出するものとする。

(広告を掲載した媒体の寄附採納の決定)

第25条 村長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに審査会に諮り、採納の可否を決定するものとする。

2 村長は、採納の可否を決定したときは、当該結果を山江村広告掲載物寄附採納決定通知書(様式第5号)又は山江村広告掲載物寄附不採納決定通知書(様式第6号)により寄附申込者に通知するものとする。

3 村長は、寄附採納を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 広告の内容に関する苦情等については、広告掲載者が速やかに解決に当たること。

(2) 広告掲載者に問題が生じた際は、当該広告掲載物を速やかに回収し代替物等を提供すること。

(雑則)

第26条 この要綱に定めるもののほか、有料広告に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

広告の位置は、山江村ホームページのトップ画面で、村が指定する位置とする。
表示方法は、バナー広告とし、規格等は次のとおりとする。

【掲載箇所・規格・掲載料】

種 類	規 格	掲 載 料（月額）	枠 数
山江村ホームページ	縦 80 ピクセル、 横 200 ピクセル、 20KB 以内、 GIF, PNG, JPG, テキストリンク形式	10,000円	1 枠

また、申込みの月数によって、次のとおり掲載料の割引を行う。

【掲載料の割引】

月数	3月以上～6月未満	6月以上～9月未満	9月以上～11月未満	11月以上～12月まで
割引率	5%	10%	20%	30%